

## 令和3年1月26日 中央教育審議会答申 概要

## 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」

## 1 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

## ○資質・能力の育成を通して、一人ひとりの児童生徒に対してめざすこと

- ・ 自分のよさや可能性を認識すること
- ・ あらゆる他者を価値のある存在として尊重すること
- ・ 多様な人々と協働すること
- ・ 上記3点を通して、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手とすること

## ○具体的な資質・能力

## 【流行の側面】

- ・ 文章の意味を正確に理解する読解力
- ・ 教科等固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力
- ・ 対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し、新しい解や納得解を生み出す力

## 【不易の側面】

- ・ 豊かな情操や規範意識
- ・ 自他の生命の尊重
- ・ 自己肯定感・自己有用感
- ・ 他者への思いやり
- ・ 対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力
- ・ 困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力
- ・ 公共の精神
- ・ 体力の向上
- ・ 健康の確保

## ○資質・能力を育むために必要なこと

- ・ 新学習指導要領の着実な実施
- ・ 学校教育を支える基盤的なツールとして、ICT はもはや必要不可欠なものであることを前提として、学校教育の在り方を検討していくこと

## 2 学校教育の成果、直面する課題及び新たな動きについて

## (1) これまでの学校教育の成果

- ・ 教育機会の均等と教育水準の維持・向上の基盤となる制度の構築
- ・ 質の高い学校教育の全国提供及び国民の教育水準の向上
- ・ 学校が学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割
- ・ 子どものためであればと頑張る教員の献身的な努力により、様々な場面を通じて、子どもたちの状況を総合的に把握して広範囲にわたって指導する全人的教育
- ・ 子どもたちの高い規範意識及び世界有数の治安の良さ
- ・ 数学や科学に関するリテラシーは引き続き世界トップレベル

## (2) 学校の役割

- ・ 学習機会と学力を保障するという役割
- ・ 全人的な発達・成長を保障する役割
- ・ 人と安全・安心につながるができる居場所・セーフティネットとして身体的・精神的な健康を保障するという福祉的な役割

## (3) 学校教育の課題

- ※ 学校は、全ての子どもたちが安心して楽しく通える魅力ある環境であることや、これまで以上に福祉的な役割や子どもたちの居場所としての機能を担うことが求められている。
- ※ 家庭の社会的・経済的な背景や障害の状態や特性及び心身の発達の段階、学習や生活の基盤となる日本語の能力、一人ひとりのキャリア形成など、子どもの発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、様々な課題を乗り越え、一人ひとりの可能性を伸ばしていくことが課題
- ① 社会的影響（経済格差、情報化、少子高齢化・人口減少）
  - ・ 経済格差や教育機会の差を背景に持った学力差が顕在化
  - ・ 「自ら課題を見つけ、それを解決する力」を育成するため、他者と協働し、自ら考え抜く学びが不十分
  - ・ 学校生活においても「同調圧力」を感じる子どもが増え、保護者や教員も同調圧力の下にあること
  - ・ 家庭をめぐる環境の変化（核家族化、共働き家庭やひとり親家庭の増加）、都市化や過疎化等による家庭や地域の教育力の低下
    - ⇒ ・ 本来であれば家庭や地域でなすべきことを学校に依存
      - ・ 学校及び教員が担う業務の範囲の拡大並びにその負担の増大
  - ・ 学校の役割の過度な拡大及び直面する様々な課題への対応
    - 教員は教育に携わる喜びを持ちつつも疲弊

- ・ 言語能力や情報活用能力、デジタル時代における情報への対応（複数の文書や資料から情報を読み取って根拠を明確にして自分の考えを書くこと、テキストや資料自体の質や信ぴょう性を評価することなど）などに課題
  - ・ 少子高齢化の急速な進展  
→平成 20（2008）年をピークに総人口が減少に転換
- ② 子どもたちの状況（多様化）
- 支援教育の更なる充実に関するニーズの高まり
    - ・ 特別支援学校や小・中学校の特別支援学級の在籍児童生徒の増加
    - ・ 小・中学校の通常学級における通級による指導を受けている児童生徒の増加
    - ・ 6.5%程度の割合で発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の存在
  - 学校に在籍する外国人児童生徒及び日本国籍をもつ日本語指導を必要とする児童生徒の増加
  - 18歳未満の子どもの相対的貧困率は 13.5%  
⇒ 7人に1人の子どもが相対的貧困状態
  - 令和元（2019）年度の小・中学校におけるいじめの認知件数や重大事態の発生件数、暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数はいずれも増加傾向にあり、過去最多
  - 令和元（2019）年の小・中・高等学校における児童生徒の自殺者数も減少するに至らず
  - 児童相談所における児童虐待相談対応件数についても増加傾向
- ③ 教員の状況
- 教員の長時間勤務の状況の深刻化
    - ← ・ 近年の大量退職・大量採用
      - ・ 教員の世代交代が進み若手教員の増加
      - ・ 経験の少なさ等による勤務時間の長時間化
      - ・ 総授業時数の増加
      - ・ 部活動の時間の増加
    - ⇒平成 28（2016）年度の教員勤務実態調査による時間外勤務
      - ・ 小学校では月に約 59 時間
      - ・ 中学校では月に約 81 時間
  - 公立学校の教育職員の精神疾患による病気休職者数  
⇒ここ数年 5,000 人前後で推移

- 公立学校教員採用選考試験における採用倍率の低下傾向
- いわゆる教員不足が深刻化（学校へ配置教員数の一時的な欠員）  
⇒必要な教員の確保に苦慮

#### (4) 新たな動き

##### ① 新学習指導要領の全面实施

- 小学校は令和2（2020）年度、中学校等は令和3（2021）年度から全面实施 ⇒その円滑な実施が必要
- 育成すべき資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理
- よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有することが必要
- 社会との連携及び協働によりその実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視
- 「カリキュラム・マネジメント」の確立  
教育課程に基づく教育活動の質の向上及び学習の効果の最大化
  - ・学校全体で児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握
  - ・教育の目的・目標の実現に必要な教育内容等の教科等横断的な視点での組立て
  - ・実施状況の評価と改善
  - ・必要な人的・物的体制の確保
- 児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

##### ② 学校における働き方改革の推進

- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31（2019）年1月25日 中央教育審議会）
  - ・文部科学省では、「学校における働き方改革推進本部」を設置
  - ・文部科学省が今後取り組むべき事項について工程表を作成
  - ・勤務時間管理の徹底
  - ・学校及び教員が担う業務の明確化・適正化
  - ・教職員定数の改善・充実
  - ・専門スタッフや外部人材の配置拡充  
⇒学校における働き方改革を推進
- 令和元（2019）年の臨時国会において、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を「指針」に格上げする法改正

- ⇒ ・各地方公共団体においては、条例や教育委員会規則等の整備
- ・学校における働き方改革を着実に推進
- ・教員が子どもたちに対して真に必要な教育活動を効果的に行うことができるようになる環境への期待

### ③ GIGA スクール構想の実現

- 小学校から高等学校において、高速大容量のネットワーク環境（校内 LAN）の整備の推進
- 令和 2（2020）年度中に義務教育段階の児童生徒 1 人 1 台端末環境を整備
- 期待される効果
  - ・災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時における学習の継続
  - ・これまでの実践と ICT との活用の適切な組み合わせによる教育の質の向上

## 3 9 年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

### (1) 基本的な考え方

- 義務教育 9 年間に関するこれまでの経緯について
  - ・平成 18（2006）年の教育基本法改正 ⇒ 義務教育の目的の決定
  - ・平成 19（2007）年の学校教育法改正 ⇒ 小・中学校共通の義務教育の目標規定の新設
  - ・平成 27（2015）年の学校教育法の改正等 ⇒ 小中一貫教育制度
- 義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校 6 年間、中学校 3 年間と分断するのではなく、9 年間を通した教育課程、指導体制等の在り方について一体的に検討を進める必要がある。

### (2) 教育課程の在り方

#### ① 学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策

##### ○ 新学習指導要領との関わり

- ⇒ ・知・徳・体にわたる「生きる力」
- ・「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の 3 つの柱
- ← 全体を捉えて、共通する重要な要素
- 各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力

- この資質・能力の3つの柱をバランスよく育成することが必要
- GIGAスクール構想により整備されるICT環境を最大限活用
  - ⇒「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実
- 教科等横断的な視点から教育課程編成（カリキュラム・マネジメント）の充実
  - ⇒言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成
- 言語能力の育成が必要
  - ・教科学習の主たる教材である教科書を含む多様なテキスト及びグラフや図表等の各種資料を適切に読み取る力
  - ・判断の根拠や理由を明確にしながらか自分の考えを述べる力
- 情報活用能力の育成が重要
  - ・情報手段の基本的な操作の習得を含む、コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したりできる力
- 各発達段階に応じた教育課程のポイント
  - 幼児期～小学校：
    - ・主体的に環境と関わり、直接的・具体的な体験を通して豊かな感性を発揮すること
    - ・好奇心や探究心が高まったりしていくなどの幼児期の学習を小学校以降にもつなげていくこと
  - 小学校低学年：
    - ・まず安心して学べる居場所である学級集団を確立すること
    - ・「分からないこと・できないこと」を「分かること・できること」にする過程が学習であることを理解すること
    - ・「分からないこと・できないこと」を他者に伝えたり助けを求めたりするなど、他の児童や教師との対話が学びを深めるために存在することを理解すること
    - ⇒「学びの自覚化」が必要
  - 小学校低・中学年期：
    - ・基礎的・基本的な知識及び技能の反復練習を通じた確実な定着
    - ・知識及び技能の習得や活用の喜び・充実感を味わう活動の充実
    - ・教科等の基礎となる気付きを様々な体験、読書、対話から学ぶこと

- 小学校中・高学年期：
  - ・各教科等の内容を、徐々にその中核的な概念を使って指導すること ⇒見方・考え方の育成
  - ・体験活動と教科の内容との関連付けを自覚的に行えるように指導すること
- 小学校高学年期：
  - ・子どもたちの抽象的な思考力が高まる時期
  - ・教科等の学習内容の理解をより深めること
  - ・指導の専門性の強化が課題
  - ・専科指導の充実は、子どもたちの個性に応じた得意分野を伸ばしていくためにも重要
- 「指導の個別化」が重要 ⇒資質・能力の確実な習得
  - ・個々の児童の状態をより丁寧に把握し、個別的な対応を行うこと
- 小学校高学年への教科担任制の導入が必要
- 小・中学校や中・高等学校など学校段階間の連携の強化が必要
- 外部人材の配置や研修の導入などが必要
- 発達の段階にかかわらず、児童生徒の実態を適切に捉え、その可能性を伸ばすことができるよう環境を整えていくことも重要
- 教科等を学ぶ本質的な意義や学習状況を児童生徒に伝えること
  - ⇒児童生徒の学習意欲の向上
- 学習内容を他者に説明するなどの児童生徒同士の学び合い
  - ⇒ ・児童生徒が自らの理解を確認し定着
  - ・説明する児童生徒及びそれを聞く児童生徒の双方にとって有効
  - ・学習内容の理解の定着へ
- 「学びに向かう力、人間性等」（育成を目指す資質・能力）の育成
  - 学びに向かう力、人間性等について
    - ・主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力
    - ・自己の感情や行動を統制する力
    - ・よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等
  - 初期の試行錯誤段階を経て、様々な学びの進め方や思考ツールなどを知り、経験していくことが重要
  - 小学校中学年以降、学習の目標や教材について理解し、計画を立て、見通しをもって学習し、その過程や達成状況を評価して次につなげることが重要

- 学習の進め方を自ら調整していくことができるよう、発達の段階に配慮しながら指導することが大切
  - 中学校以降において、多様な学習の進め方を実践できる環境を整えることも重要
  - 授業改善として、学習の進め方（学習計画、学習方法、自己評価等）を自ら調整する力を身に付けさせることが重要
  - 学校の授業以外の場における学習の習慣や進め方についても視野に入れ、指導を行うことが重要
- キャリア教育の充実
- 児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら身に付けるべき社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力
    - ⇒ 特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて育成
  - 小学校から高等学校までを通じて各教科等での指導を含む学校教育全体で実践
  - 総合的な学習の時間における教科等を横断して自ら学習テーマを設定し探究する活動の充実
  - 特別活動における自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価する学習活動の充実
  - キャリア・パスポート等の活用
    - ・ 児童生徒が自覚するまでに至っていない成長や変容を指摘
    - ・ 一人一人が自らの成長を肯定的に認識できるような働きかけ
    - ・ 教員が対話的な関わりを持ち、相互作用の中でキャリアを創り上げていくことが不可欠
- ② 補充的・発展的な学習指導について
- 学校の実態に応じた補充的な学習や発展的な学習などの学習活動
    - ⇒ ・ 学習内容の確実な定着
    - ・ 個に応じた指導の充実
    - ・ 補充的な学習に対する様々な指導方法や指導体制の工夫改善
    - ・ 発展的な学習における児童生徒の過度な負担への配慮
  - 児童生徒の学習状況に応じた、学年や学校段階を超えて先の学年・学校内容の学習や、学び直しによる基礎の定着
  - 知識及び技能の習得に当たって、ICTを活用したドリル学習等の組み合わせも必要

○ 思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成も十分に行われるよう計画的な指導が必要

○ 発展的な学習として、個別学習のみで学習を終えることにならないように留意し、「協働的な学び」が取り入れられる教育活動の工夫が必要

例．各児童生徒が深めた学習の成果を持ち寄って共有し、児童生徒同士の学び合いを行い、またその結果を各自で深めるといった循環を作っていくこと

③ カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進

○ 各学校において、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成・実施することが重要

・ 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握

・ 教育の目標を明確化

・ 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

・ 教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習の推進

○ 学習指導要領が求める教育の質を量的に支えるものとして標準授業時数は重要な意義あり

(3) 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方

① 小学校高学年からの教科担任制の導入

○ 各教科等の系統性を踏まえ、学年間・学校間の接続を円滑なものとし、義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築が必要

○ 児童生徒の発達段階を踏まえ、児童の心身が発達し一般的に抽象的な思考力が高まり、これに対応して各教科等の学習が高度化する小学校高学年では、中学校以上のより抽象的で高度な学習を見通し、系統的な指導による中学校への円滑な接続を図ることが必要

○ 多様な子ども一人ひとりの資質・能力の育成に向けた個別最適な学びを実現する観点から、個々の児童生徒の学習状況を把握し、教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導を可能とすることにより、授業の質の向上を通して、児童一人ひとりの学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図ることが重要

○ 教員の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により、学校教育活動の充実や教員の負担軽減に資するもの

○ 小学校高学年からの教科担任制を（令和4（2022）年度を目途に）

本格的に導入する必要

- 導入に当たっては、地域の実情に応じて多様な実践が行われている現状も考慮しつつ、専科指導の対象とすべき教科や学校規模（学級数）・地理的条件に着目した教育環境の違いを踏まえ、義務教育9年間を見通した効果的な指導体制の在り方を検討する必要
- 義務教育学校化や広域・複数校による小中一貫教育の導入を含めた小・中学校の連携を促進する必要
- 新たに専科指導の対象とすべき教科
  - ・既存の教職員定数において、学校規模や地域の実情に応じて専科指導を実施
    - ⇒音楽、図画工作、家庭、体育
  - ・系統的な学びの重要性、教科指導の専門性といった観点から検討
    - ⇒外国語、理科、算数
- 教科担任制の導入に必要な教員定数の確保に向けた検討を進める必要

#### (4) 義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策

##### ① 不登校児童生徒への対応

- 小・中学校における不登校児童生徒数は平成24（2012）年度以降増加の一途
- 令和元（2019）年度には181,272人、このうち90日以上欠席している児童生徒数は100,857人（全体の約56%）
- 不登校を減らすために、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校となることが必要
  - ・学校が児童生徒にとって安心感、充実感が得られる活動の場となること
  - ・いじめや暴力行為、体罰等を許さないこと
  - ・学習指導の充実により学習内容を確実に身に付けること
- 不登校となっている児童生徒に対して、個々の状況に応じた適切な支援を行うことにより、学習環境の確保を図ることも必要
- 子どもたちが学校で安心して教育を受けられるよう、学校内外において、個々の状況に応じた段階的な支援策を講じる必要がある
  - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置時間等の充実による相談体制の整備
  - ・アウトリーチ型支援の実施を含む不登校支援の中核となる教育

- 支援センターの機能強化
- ・不登校特例校の設置促進
- ・教育委員会・学校と多様な教育機会を提供しているフリースクール等の民間の団体との連携
- ・自宅等での ICT の活用等、多様な教育機会の確保
- 効果的な対策を講じるため、スクリーニングの実施による児童生徒の支援ニーズの早期把握が必要
- 校内の別室における相談・指導体制の充実等の調査研究が必要

(5) 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を育成するための方策

- 健康教育において、児童生徒等の心身の状況等を踏まえて、エビデンスに基づく個に応じた指導・支援を充実
  - ⇒生涯を通じて心身共に健康な生活を送るための資質・能力（健康リテラシー等）を育成することが重要
- 健康を保持増進する全ての活動を担う養護教諭の適正な配置
  - ・養護教諭の専門性や学校保健推進の中核的役割
  - ・コーディネーターの役割を發揮し、組織的な学校保健を展開
- 学校医、学校歯科医、学校薬剤師をはじめとする専門家との連携
  - ・健康の保持増進にとどまらず、今日の子どもたちの抱える様々な問題への対処に向けた協力が重要
  - ・健康診断情報をはじめとする学校保健情報の速やかな電子化による効果的な活用
- 子どもたちの置かれている生活環境の多様化に伴い、食育においても今まで以上に個別に寄り添った支援が必要
- 食に関する資質・能力の定着
  - ・学習指導要領で示される、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つ
  - ・教科等横断的な視点での学びが必要
  - ・児童生徒が他者と協働して主体的に学習活動に取り組むことが重要
  - ・健康教育の基盤となる食育の推進を担う栄養教諭等の専門性に基づく指導の充実が必要

(6) いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策

- 令和元（2019）年度の小・中学校における状況

- ・ いじめの認知件数：591,069 件
  - ・ 重大事態の発生件数：593 件  
⇒それぞれ過去最多で、近年は増加傾向
  - ・ 暴力行為の発生件数：72,132 件  
⇒過去5年間の傾向として、小学校における暴力行為が大幅に増加
  - ・ 自殺者総数：20,169 人  
⇒近年は減少傾向にある中、小・中学生の自殺者数は120人
  - ・ 児童相談所における児童虐待相談対応件数：193,780 件  
⇒過去最多（うち学校等が相談経路：14,828 件 全体の約8%）
- 児童生徒の問題行動の発生の未然防止、児童虐待防止等に向けて
- ・ 成長を促す指導等の積極的な生徒指導の充実  
⇒児童生徒が主体となった自己有用感や社会性を高める活動の促進
  - ・ 生徒指導上の課題の発生や深刻化につながることも指摘される背景や要因といった困難の緩和及び包括的な支援の在り方の検討
  - ・ 教育相談体制の整備
  - ・ 教育委員会・学校における組織的な対応の推進
  - ・ 教育委員会・学校と市町村、児童相談所、警察等の関係機関との連携強化が必要
  - ・ SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防の取組の推進
  - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置時間等の充実
  - ・ SNS 等を活用した相談体制の展開などの教育相談体制の整備
  - ・ スクールロイヤー等を活用した教育委員会における法務相談体制の整備
  - ・ 学校いじめ防止基本方針の実効化
  - ・ いじめ等の状況に関するデータの活用の促進
  - ・ 虐待の早期発見・通告、保護・自立支援を円滑に行うための学校における対応の徹底や研修などの支援策

#### 4 新時代の特別支援教育の在り方について

##### (1) 基本的な考え方

##### ○ 特別支援教育

- ・ 障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、

その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

- ・発達障害のある子どもも含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において実施されるもの

○ 特別支援教育を巡る状況の変化

- ・少子化により学齢期の児童生徒の数が減少
- ・特別支援教育に関する理解や認識の高まり
- ・障害のある子どもの就学先決定の仕組みに関する制度の改正等
  - ・通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加
  - ・今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休業により特別支援学校を始めとする学校が障害のある子どもにとってのセーフティネットとしての役割を果たすなど、社会全体で特別支援教育が果たしている機能や役割等が再認識
  - ・特別支援学校等だけでその全ての期待に応えることの難しさが課題

○ 障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念の構築による特別支援教育の進展

- ← ・障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられる条件整備
- ・障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

(2) 障害のある子どもの学びの場の整備・連携強化

① 就学前における早期からの相談・支援の充実

○ 障害のある子どもの就学前の学びや支援

- ・特別支援学校幼稚部、幼稚園・保育所・認定こども園のほか、児童発達支援センター・児童発達支援事業所・民間の療育センターなど多様な場
- ・特別支援教育を推進するための人的体制等は必ずしも十分でない状況である。

→ 次のことが必要

- ・特別支援教育コーディネーターの指名等の園内体制の整備や

#### 関係機関との連携

- ・ 外部専門家等との連携による人的体制の充実
  - ・ 特に幼児教育の観点から特別支援教育を充実するために教員や特別支援教育支援員の資質の向上に向けた研修機会の充実
  - 5歳時健診の活用など福祉部局や幼稚園等と連携して障害のある子どもの状況を把握することが重要
    - 早期からの支援やきめ細かい就学相談
  - 可能な範囲で医学等の専門的見地も含めた卒業までの子どもの育ちの見通し等について、情報提供を行うことが重要
    - 就学相談において、本人や保護者が正確な情報を得て理解したうえで意向を表明可能に
- ② 小中学校における障害のある子どもの学びの充実
- 小学校等における特別な支援を必要とする児童生徒への学びの場や指導体制が段階的に充実
  - 特に特別支援学級と通常の学級の子どもが共に学ぶ活動の充実
    - ・ 通常の学級に特別支援学級の児童生徒の副次的な籍の導入
      - ・ 学級活動や給食等については原則共に行うこと
    - ・ 教科学習についても、児童生徒の障害の程度等を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施することが必要
  - 発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍
    - 各学級でチェックリスト等を活用して、在籍している児童生徒の読み書き等の特性について把握し必要な支援を行うことが重要
  - 小学校等に在籍する障害のある児童生徒が、在籍する学校で専門性の高い通級による指導
    - ・ 通級による指導の担当教師が児童生徒の在籍する小学校等を巡回して行う指導が重要
    - ・ 他の小学校等の通級による指導の担当教師の専門的な指導をICT・遠隔技術の活用により在籍する学校で受けられるような取組を進めることが重要
  - これまでの通級による指導の実施状況や、モデル事業の取組や成果を踏まえ、引き続き次の点において検討が必要
    - ・ 授業時数や内容
    - ・ 担当する教師の専門性の向上

- ・知的障害単一の児童生徒への通級による指導の適否等
- 近年において、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒が増加
- これまで以上に、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ取組が求められている状況
  - 地方公共団体における多様な取組について、その効果や課題を踏まえ、特別支援教室構想の具体化に向けた検討が必要
- 通級による指導の担当教師等の配置について、義務標準法の規定に基づいた改善を計画的かつ着実に実施する必要
- 各都道府県・指定都市における児童生徒の実態に応じた柔軟な配置などにより、特別な支援を必要とする児童生徒への指導体制の充実を図る必要
- ③ 特別支援学校における教育環境の整備
  - ICT を活用した在宅就労など特別支援学校卒業者の就労先の広がり
    - ・在宅での労働などの形態についても視野に入れた職業教育、進路指導等が必要
    - ・ICT を活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発が必要
  - 特別支援学校の教育環境を改善するための集中的な施設整備の取組が必要
    - ・推進国として特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定
    - ・在籍者の増加に伴う教室不足の解消に向けた、特別支援学校の新設や増築や、他校の余裕教室を特別支援学校の教室として確保
  - 幼児教育段階、高等学校段階における特別支援教育の推進
    - ・センター的機能の充実に資するような方策の検討が必要
    - ・設置者を越えた学校間の連携を促進するための体制の在り方についても検討が必要
  - 障害のある児童生徒の様々な学びの場における学びの連続性の向上
    - ・知的障害者である児童生徒に対する各教科等の在り方についての検討が必要
    - ・各教科等の授業改善に向けた積極的な取組が必要
  - 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校に副次的

な籍を置く取組

⇒居住する地域との結び付きを強めたり、居住する地域の学校との交流及び共同学習を継続的に推進したりするうえでも有意義

### (3) 特別支援教育を担う教師の専門性向上

#### ① 全ての教員に求められる特別支援教育に関する専門性

- 障害の特性等に関する理解
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識
- 障害による学習上又は生活上の困難について本人の立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考えていくような経験や態度
- こうした経験や態度を、多様な教育的ニーズのある子どもがいることを前提とした学級経営・授業づくりに生かしていくこと
- 目の前の子どもの障害の状態等により、学習上又は生活上の困難さが異なることに対する理解
- 個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫を検討し、子どもが意欲的に課題に取り組めるようにすること
- 困難さに対する配慮等が明確にならない場合などで、専門的な助言又は援助を要請したりするなどして、主体的に問題を解決していくことができる資質や能力

※ 管理職や通級による指導の担当教師等が中心となり、全ての教員が日々の勤務の中で必要な助言や支援を受けられる体制の構築が必要

※ 特に、自閉症や知的障害に係る児童生徒数が増加

→ ・これに係る教員の専門性の向上や人材育成は急務

・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校とが連携した取組等による体制の充実や取組を加速が必要

#### ② 特別支援学級、通級による指導を担当する教員に求められる特別支援教育に関する専門性

- 実際に指導に当たるうえで必要な、特別な教育課程の編成方法
- 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法
- 障害の特性等に応じた指導方法
- 自立活動を実践する力

- 障害のある児童生徒の保護者支援の方法等に関する専門性
- 特に、児童生徒の実態に応じて教育課程が異なる場合のある特別支援学級では、各教科等での目標が異なる児童生徒を同時に指導する実践力
- ※ 特別支援学級や通級による指導を担当する教員の不足
  - ・研修に参加しにくい環境の改善
    - 例．OJT（On-the-Job Training）やオンラインなど多様な研修方法の工夫
    - 発達障害のある児童生徒に携わる教員に求められる専門性や研修の在り方に関する具体的な検討

#### (4) 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

- 特別な支援が必要な子どもに対して、幼児教育段階からの一貫した支援を充実する観点から
  - ・保健・医療・福祉・教育部局と家庭との一層の連携が必要
  - ・保護者も含めた情報共有や保護者支援のための具体的な連携体制の整備が必要
  - ・その際、福祉施設が行う保育所等訪問支援事業等の取組について、学校関係者にも十分に周知する必要
  - ・障害のある子どもに対する支援に係る情報や相談窓口の情報について、障害の有無に関わらず全ての保護者に周知されるよう情報提供を行うことが重要
- 早期からのキャリア教育では、次のことが自己のキャリア発達を促すうえで重要
  - ・保護者や身近な教員以外の大人とのコミュニケーションの機会
  - ・自己肯定感を高める経験
  - ・産業構造や進路を巡る環境の変化等の現代社会に即した情報等について理解を促すような活動
  - ・その実施に当たって、地域の就労関係機関との連携等による機会の確保の充実
- 就職後の定着を図るための関係機関・関係者間で必要な配慮等の確実な引継ぎに向けて、次の計画が一体的に情報提供や情報共有ができるような仕組みの検討や就職時及び就職後のアフターケアなどの就労支援の充実が必要
  - ・教育における個別の教育支援計画

- ・福祉におけるサービスの利用計画や事業所の個別支援計画
- ・労働における移行支援計画
- ※ そのための卒業時の移行支援や卒業後の就労支援における特別支援学校と関係機関との役割や連携の在り方などの検討が必要

- 医療的ケアが必要な子どもへの対応について
  - ・安心して学校で学ぶことができることが必要
  - ・その保護者にも安全・安心への理解が得られることが必要
  - ・学校長の管理下において、担任、養護教諭、関係する医師、看護師などがチームを編成し、一丸となって学校における医療的ケアの実施体制を構築していくことが重要
  - ・そのために、保健、医療、福祉部局とも連携した医療的ケアを担う看護師の人材確保や配置等による環境整備を進めることが必要
- 学校に置かれる看護師を法令上位置付けることの検討や、中学校区に医療的ケア拠点校を設ける検討が必要
  - ・看護師：特別支援学校をはじめとする各学校で行われている医療的ケアの重要な役割

## 5 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

### (1) 基本的な考え方

- 前提：外国人の子どもたちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在
- 外国人児童生徒等関連施策の制度設計を行うことが必要
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の将来への現実的な展望に向けて次のことが必要
  - ・キャリア教育や相談支援などを包括的に提供すること
  - ・子どもたちのアイデンティティの確立を支え、自己肯定感を育むこと
  - ・家族関係の形成に資するよう、これまで以上に母語、母文化の学びに対する支援
- 日本人の子どもを含め、多様な価値観や文化的背景に触れる機会として異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育に更に取り組むべき
  - ・多様性は社会を豊かにするという価値観の醸成
  - ・グローバル人材の育成

## (2) 指導体制の確保・充実

### ① 日本語指導のための教師等の確保

#### ○ 外国人児童生徒等の母語についても多様化

- ・日本語の指導や教科の補習等の特別な指導を受けている児童生徒の割合は8割前後
- ・学校生活に必要な日本語の学習とともに、日本語と教科を統合した学習の実施
- ・教科学習に自立的に参加できる力を育成
- ・組織的かつ体系的な指導が必要

#### ○ 「特別の教育課程」による日本語指導など、必要な指導・支援を行うことができる日本語指導担当教師等の配置について

- ・義務標準法の規定に基づいた改善の計画的かつ着実な実施
- ・各都道府県・指定都市における児童生徒の実態に応じた柔軟な配置

→ ・日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実を図ることが必要

- ・特に散在地域において、対象の児童生徒が1～2名在籍する学校が点在するような状況が想定

- ・教員・支援員等の配置の工夫やICTの活用等を通じ、適切な指導体制の構築を図ることが望ましい

#### ○ 地方公共団体による日本語指導補助者・母語支援員等の配置

- ・文部科学省の補助事業による支援の活用に向けて

→ ・事業の継続

- ・事業内容の周知徹底

- ・一層の活用を促進

- ・「チーム学校」の観点に基づき、管理職のマネジメントの下、日本語指導担当教師、日本語指導補助者、母語支援員、在籍学級担任、関係教職員等が連携し、学校全体で体制を構築することが重要

#### ○ 日本語教師の積極的な活用を検討することが必要

→ ・新たな指導人材の確保

- ・学校における日本語指導の専門性の向上

### ② 学校における日本語指導の体制構築

#### ○ 外国人児童生徒等に対しきめ細かい指導・支援

- ・日本語指導の拠点となる学校を整備
- ・これらの拠点を中心とした指導体制の構築

- ・外国人が集住する地域であるか散在する地域であるか等、それぞれの地域の実情を踏まえた体制構築の在り方を検討することが重要
- 文部科学省が実施する補助事業について、地方公共団体において一層有効に活用されるよう、事業内容や実践事例の周知の充実が必要
  - ・拠点校方式等の指導体制構築
  - ・来日直後・小学校入学直後等の初期集中支援
- ③ 地域の関係機関との連携
  - 外国人児童生徒等の教育を進めるに当たって
    - ・教育委員会と、国際交流部局や福祉部局などの首長部局や、地域のボランティア団体、日本語教室等との連携が不可欠
    - ・指導体制の構築が進められるよう、引き続き補助事業を実施し、その活用の促進が重要
  - 特に、教員養成を行う大学等と連携による指導体制の構築に対する助言や共同研究等の取組
  - 従業員として外国人を多く雇用する企業等と地方公共団体との連携による取組

### (3) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善

- ① 教師等に対する研修機会の充実に向けて
  - 各地域における外国人児童生徒等の教育に関する知識を学ぶ場の設定
    - ⇒教育委員会が独自に実施する現職教師のための研修の他、法定研修や免許状更新講習、校内研修など
  - 外国人児童生徒等教育アドバイザーの活用
  - 文部科学省が開発した「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム」の普及
  - 大学等における履修証明などにより、日本語指導担当教師等が専門知識を習得し、それを証明できる仕組みの構築について検討
- ② 教員養成段階における学びの場の提供
  - 現在：大学における教員養成課程では、外国人児童生徒等に関する内容は各地域の実情に応じた取り扱い
  - 今後：全国的に外国人児童生徒数の増加が予想
    - 教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けについての検討

- ③ 日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発に向けて
  - 日本語能力の評価及びその能力に応じた適切な指導
  - 「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA」（以下「DLA」という）に基づく評価の実施
  - 評価を指導計画の作成に結び付けていくこと
  - 地方公共団体が外国人児童生徒等教育アドバイザーを講師として活用
  - DLA による評価・指導方法に関する教員研修の実施
    - 日本語能力評価手法の普及促進
  - 文部科学省が運営する情報検索サイト「かすたねっと」について
    - ・登録されている教材・指導資料の充実
    - ・検索機能の充実
      - 各学校・教師等による活用の促進
    - ・多言語による動画コンテンツを作成・配信
      - 来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等や保護者が日本での学校生活等について理解を深められること
- ④ 外国人児童生徒等に対する特別な配慮等
  - 文部科学省の補助事業も活用した指導体制の構築
    - 障害のある外国人児童生徒等が特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導において学ぶ際の児童生徒等の障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援
  - 障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況について把握を進め、今後の対応を図ること
    - ←「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の活用
      - ・文部科学省と独立行政法人特別支援教育総合研究所との連携

#### (4) 就学状況の把握、就学促進

- 目標：全ての外国人の子どもがいずれかの教育機関に就学すること
- 国、地方公共団体を挙げて、学齢期の子どもを持つ外国人に対し、就学促進の取組を実施
  - 着実に就学につなげていくこと
- 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和 2 年 6 月 23 日閣議決定）
  - 就学促進のために講ずべき事項として文部科学省が示した「外国人

の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日。以下「就学促進等の指針」という)

- 地方公共団体において、住民基本台帳等に基づき、学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子どもの就学状況について一体的に管理・把握
- 母国等において日本の義務教育に当たる9年間の教育課程を修了せずに来日し、日本での学齢を超過した外国人
  - ⇒ ・引き続き弾力的な対応(公立中学校において受入れ)
  - ・夜間中学における受入れの一層の促進
  - ・外国人に対する夜間中学の入学案内の実施
  - ・各都道府県における夜間中学の設置の促進

(5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 高等学校・大学等への進学や就職等の進路選択を支援
  - ・外国人児童生徒等が自己肯定感の向上
  - ・将来のキャリアや職業、生活などに夢や希望のある学習の継続
- 就学促進等の指針を踏まえ、外国人生徒等が在籍する全ての都道府県で、公立高等学校入学者選抜においてこれら生徒等を対象とした特別の配慮(例えばルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等)
  - ← ・実施状況や先進的な取組事例に関する現状把握
  - ・地方公共団体への情報共有
- 文部科学省が実施する補助事業の継続及び地方公共団体における活用の促進
  - ・教育委員会・学校が関係機関と連携し、高等学校における日本語指導等の体制構築
  - ・中学校・高等学校段階の外国人生徒等に対する進路指導・キャリア教育の推進

(6) 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- 学校においては、日本人を含む全ての児童生徒等が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観について理解し、互いを尊重しながら学び合い、異文化理解や多文化共生の考え方が根付くような取組を進めることが重要
- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方について、教員養成大学や教育委員会、学校等の協力を得て、集住地域において研究の実施

- 研究の成果も踏まえ、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実
- 教員養成課程において、異文化理解や多文化共生に関する履修内容の充実
- 幼稚園や保育所等の就学前教育段階でも、外国人幼児や日本語を話すことのできない子どもの存在
  - ・このような子どもを受け入れることのできる体制が整っていない多数の幼稚園等
  - ・外国人保護者に対する通訳派遣の取組の地域差
 ⇒ 言語や文化の違いを尊重した保護者との連携も含め、幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理や研修の機会の確保が必要

## 6 遠隔・オンライン教育を含む ICT を活用した学びの在り方について

### (1) 基本的な考え方

- 学校教育における ICT の活用にあたっては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、次の点について実践を深めていくことが重要
  - ・各教科等において育成すべき資質・能力等を把握した活用になっているのか
  - ・特に「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善にどのように生かされるのか
  - ・従来はなかなか伸ばせなかった資質・能力の育成を図ること
  - ・特に知識の習得に関して今までの教育では適応的でなかった児童生徒の一部に効果を発揮すること
  - ・特別な支援を要する子どもにとっては ICT の活用が将来の社会参画を促進し、生涯にわたって生活の質（Quality Of Life：QOL）を大きく向上させることを考慮すること
  - ・ICT を活用することで現実の社会で行われているようなやり方で子どもたちも学ぶことで、学校教育を現代化すること
- これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICT は必要不可欠なもの
- 1人1台の端末環境を活かし、端末を日常的に活用することが必要
- 教育効果を考えながら ICT を活用することが重要
- ICT を活用することのみが目的化しないようにすること
- 旧来型の学習観に基づく機械的なドリル学習等に偏った ICT の活用

陥らないように注意すること

- ICT の活用により空間的・時間的制約を緩和することで、空間や時間を共有することで得られるものが失われる危険に留意し、その活用方法について教員と児童生徒との具体的関係の中でしっかりと見極めることが必要
- 今般の新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒への遠隔・オンライン教育等の成果や課題については、今後検証を進めることが必要
- 遠隔・オンライン教育等の成果
  - ・ 様々な学習コンテンツを利用することで多様な学習ができること
  - ・ 教員と児童生徒や保護者が ICT を活用しつながらすることで心身の健康状態や学習状況の把握が可能になること
  - ・ 学校間や関係機関間での連携
- AI 技術が高度に発達する Society5.0 時代にこそ、教員による対面指導や児童生徒同士による学び合い、地域社会での多様な学習体験の重要性がより一層高まっていくものであること
- ICT も活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要
- 教員には、ICT を活用しながら、児童生徒の対話的・協働的な学びを実現し、多様な他者と共に問題の発見や解決に挑む資質・能力を育成することが必要
- 今後は、発達の段階に応じて、ICT を活用しつつ、教員が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで個別最適な学びと協働的な学びを展開することが必要
- 義務教育と、義務教育の基礎の上に高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする高等教育の違いや、教員の負担増にも留意することが必要
- 今般の新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業は、これまでも存在していた問題を顕在化させたという指摘
- 臨時休業前から学校再開後の児童生徒の状況の変化を分析した上で、社会的・経済的条件の不利が、子どもたちの学習の格差につながらないように、自然災害時でも子どもたちの学習を継続するための取組などを進めることが必要
- 社会的・経済的条件に恵まれない子どもにとって、安全・安心な居場

所、セーフティネットとしての学校の役割はより一層重要

(2) ICT の活用や、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化による指導の充実

- ① 学習履歴（スタディ・ログ）など教育データを活用した個別最適な学びの充実
  - 学習履歴（スタディ・ログ）をはじめとした様々な教育データを蓄積・分析・利活用
    - ・ 児童生徒自身の振り返りにつながる学習成果の可視化
    - ・ 教員に対しては個々の児童生徒の学習状況が情報集約されて提供
    - ・ データをもとにしたきめ細かい指導や学習評価が可能
    - ・ 一人ひとりの児童生徒の状況を多面的に確認し、学習指導、生徒指導、学級経営、学校運営など教育活動の各場面において、一人ひとりの力を最大限引き出すためのきめ細かい支援が可能
  - 教育データ利活用の基盤となるデータ標準化等の取組を加速しつつ、個々の児童生徒の知識・技能等に関する学習計画及び学習履歴（スタディ・ログ）等の ICT を活用した PDCA サイクルの改善を図ることが必要
  - 全ての子供たちの可能性を引き出すよう、個々の状況に応じたきめ細かい指導や学習評価の充実や、学習の改善を図ることが必要
  - 全国の学校で CBT を活用したオンラインでの学習診断などができるプラットフォームを構築することが必要
  - 先端技術の持つ強みを最大限生かし、学校現場で効果的に活用できるように、効果や留意点、活用事例等を整理・周知することが必要
- ② 全国的な学力調査の CBT 化の検討
  - GIGA スクール構想や国際的な学力調査の CBT による実施の流れを踏まえ、全国学力・学習状況調査の CBT 化について専門的・技術的な観点から検討を行うことが必要
  - 小規模から試行・検証に取り組み、課題の解決を図りつつ、段階的に規模・内容を拡張・充実させていくことが必要
- ③ 教師の対面指導と遠隔授業等を融合した授業づくり
  - 児童生徒の学習活動の質を高めるため、学校の授業時間内において、教員による対面指導に加え、目的に応じ遠隔授業やオンデマンドの動画教材等を取り入れた授業モデルを展開するべき
- ④ デジタル教科書・教材の普及促進

- 学習者用デジタル教科書についても普及促進を図ることが重要
  - 学習者用デジタル教科書の今後の在り方等について、その効果・影響等について検証することが必要
  - 使用の基準や教材との連携の在り方も含め、学びの充実の観点から検討を行うことが必要
  - 当該検討結果を踏まえた本格的な導入が見込まれる令和6年度の小学校用教科書の改訂までの間においても、学習者用デジタル教科書・教材の学校現場における使用が着実に進むよう普及促進を図ることが必要
- ⑥ 児童生徒の特性に応じたきめ細かな対応
- 統合型校務支援システムの活用や帳票の共通化などを通じ、個別の支援計画等の作成及び電子化を進めることが必要
    - ・ 不登校児童生徒、障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒について、学校間、保護者、関係機関と児童生徒の状況を共有し、支援しやすい環境を構築
  - 教員やスクールカウンセラー等による遠隔技術等を用いた相談・指導の実施や ICT を活用した学習支援、デジタル教材等の活用を図るべき
    - こうした児童生徒の理解度や特性に応じた学習活動の推進
  - 障害のある児童生徒については、次のことが必要
    - ・ ICT を活用した学習支援と対面指導や教員を派遣する形を組み合わせた訪問教育を受ける子どもの学習機会を充実すること
    - ・ 遠隔技術を活用した自立活動の支援について実践的に研究を進めること
    - ・ 障害のある児童生徒への指導に活用されている音声読み上げやルビ振り等の機能を持つ学習者用デジタル教科書の活用を促すこと
- ⑦ ICT 人材の確保
- ICT を活用した学びを充実するため、その技術や活用に知見を有する GIGA スクールサポーター、ICT 支援員といった ICT 人材の確保を促進すべき
    - ・ 企業や大学とも連携し、地方公共団体が ICT 人材を確保しやすい仕組みを構築すること
    - ・ 地方公共団体の ICT 人材の確保や遠隔によるサポートも含めた活用の事例を収集して全国に展開することが必要

- 事務職員についても、ICTを活用した教育活動に積極的に参画できるように、ICTに関する研修等の充実を図ることが重要
- 教育委員会において、次のことが必要
  - ・ 外部人材の活用も含めてICTに関する専門性を有した人材の意思決定を伴う立場への配置を促進すること
  - ・ ICT環境整備（セキュリティ含む）に関する計画策定
  - ・ ICTを活用した効果的な指導方法等について助言・支援を行うICT活用教育アドバイザーの活用の推進

### (3) 特例的な措置や実証的な取組等

- ① 臨時休業時等に学校と児童生徒等の関係を継続し学びを保障するための取組
  - 様々な感染症や自然災害等による臨時休業等など、児童生徒等がやむを得ず登校できない場合においても、次の2点が必要
    - ・ 学校と児童生徒等の関係を継続し、心のケアや虐待の防止を図ること
    - ・ 学校の教育活動を継続・児童生徒等の学びの保障のために、制度的な措置等について検討・整理すること
- ② 学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンラインの活用
  - 病気療養、不登校などの児童生徒に対し、遠隔・オンライン教育を活用した学習について出席扱いとする制度の検討
  - 学習成果を評価に反映することのできる制度の活用促進に向けて、好事例を周知し、学校外での学習活動の適切な把握を進めること
  - 制度の利用状況を分析し、より適切な方策を検討すること
- ③ 個々の才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会など新たな学びへの対応
  - 遠隔・オンライン教育も活用した、日本や外国の大学や研究機関、企業等をはじめとした社会の多様な人材・リソースなどの活用
  - 最先端のアカデミックな知見を用いた特定分野に特異な才能を持つ児童生徒に対する指導について、実証的な研究開発を進めること
  - カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅の拡大の一環として、教科等の特質を踏まえつつ、教科等毎の授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度の策定  
例．義務教育段階において、ICTの活用等による効果的・効率的な学習と探究的な学習の充実を組み合わせること

- 特例的な措置を講じ,対面指導と遠隔教育とを最適に組み合わせた指導方法の研究開発に向けた実証研究の実施
  - ・ 特別な配慮を必要とする児童生徒に関して特別の教育課程を編成し、多様なメディアを効果的に活用し遠隔教育を行うこと
  - ・ やむを得ず学校に登校することができない児童生徒について、学校外における遠隔教育の受講も認めること

## 7 新時代の学びを支える環境整備について

### (1) 基本的な考え方

- Society5.0時代の到来など子供たちを取り巻く環境が大きく変化
  - ・ 全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学び
  - ・ 協働的な学び
    - ⇒ 教育の質の向上を図る必要
- 緊急時にあっても全ての子供たちの学びを保障する環境の整備
  - ⇒ 喫緊の課題（新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備）

### (2) 新時代の学びを支える教室環境等の整備

- 「1人1台端末」やオンライン教育に適合した教室環境及び教員のためのICT環境の整備
  - ・ 情報端末・教材・教具を常時活用できる教室用机（新JIS規格）
  - ・ 情報端末の充電保管庫等の整備や遠隔会議システムの導入
- 健やかに学習できる衛生環境の整備やバリアフリー化
  - ・ 特別教室等への空調設備の設置促進など

### (3) 新時代の学びを支える指導体制等の計画的な整備

- 義務教育9年間を見通した指導体制
- 学習履歴（スタディ・ログ）の蓄積・分析・利活用
- 「1人1台端末」の効果的な活用等による児童生徒一人一人の特性・学習定着度等に応じたきめ細かな指導の充実
- 「新しい生活様式」を踏まえた身体的距離の確保に向けた、教室等の実態に応じた少人数編成によるきめ細かな指導体制
- 小学校高学年からの教科担任制の在り方等の検討
- 教師の人材確保
- 学校施設の長寿命化計画の適宜見直し及び戦略的実行

(4) 学校健康診断の電子化と生涯にわたる健康の保持増進への活用

- 学齢期の健康診断及びその結果情報の迅速な電子化
  - ・心身の状況の変化への学校における早期の気づき
  - ・エビデンスに基づく個別最適な指導・支援の充実
  - ・学校段階間の指導・支援の継続
  - ・働き方改革にも資するもの

8 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 平成 20（2008）年をピークに総人口が減少へ
- 15 歳から 64 歳の生産年齢人口は平成 29（2017）年の 7,596 万人（総人口に占める割合は 60.0%）が令和 22（2040）年には 5,978 万人（53.9%）に減少
- 令和元（2019）年度を起点とした過去 10 年間の状況
  - ・公立小中学校数が 10%（3,215 校）減少
  - ・児童生徒数も 10.2%（1,044,674 人）減少
  - ・一市町村一小学校一中学校等という市町村が 233 団体（13.3%）
- 学校教育の維持が困難となる高い可能性
- 子どもたちを取り巻く状況が変化しても、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要
- 持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう、学校の配置やその施設の維持管理、学校間の連携の在り方について検討していくことが必要

(2) 児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営

- ① 公立小中学校等の適正規模・適正配置等について
  - 児童生徒の教育環境をより良くする目的で行うべきもの
  - 学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づく設置者の主体的判断
  - 教育部局だけでなく、財政部局を始め公共施設所管部局や都市計画部局など、首長部局と分野横断的な検討体制を構築することが重要
  - 教育振興基本計画や個別施設計画への反映、新たな分野横断的実行計画の策定などによる教育環境の向上とコストの最適化が必要

- 義務教育学校化を含む地方公共団体内での統合等による学校・学級規模の確保
  - 地理的要因や地域事情により学校存続を選択した地方公共団体において教育の魅力化・充実を行うことが必要
    - ・ 少人数を活かしたきめ細かな指導の充実
    - ・ ICT を活用した遠隔合同授業等の取組
    - ・ 小規模校のメリットを最大化とデメリットの最小化
  - 児童生徒数の急増が課題となっている地域においては、分離新設・増築や施設転用、教員配置等による課題の解消
  - ② 義務教育学校制度の活用等による小中一貫教育の推進
    - 平成 27 (2015) 年の学校教育法の改正等により小中一貫教育が制度化
    - 義務教育学校制度により教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組が容易
    - 全ての教職員が義務教育 9 年間に責任を持って教育活動を行う小中一貫教育の取組を継続的・安定的に実施できる制度的基盤が整備
    - 小学校高学年からの教科担任制の導入も踏まえ、引き続き義務教育 9 年間を見通した教育課程編成を可能とする学校の裁量拡大を検討するなど、小中一貫教育を推進していくことが必要
- (3) 地域の実態に応じた公的ストックの最適化の観点からの施設整備の促進
- 今後の学校施設は、学習指導要領を踏まえた多様な学習活動への対応と併せて、気候変動等の影響により激甚化・頻発化する自然災害への的確な対応が必要
  - 耐震化や老朽化対策、防災機能強化などを通じて、子供たちの生命を守り、地域の避難所としての安全・安心な教育環境の整備が必要
  - 当該施設を利用する多様な人々の多様な活動に対応するものとして、また、社会環境等の変化に対応できるものとして、柔軟性・可変性にも配慮する必要
  - 学校施設の実態として、第 2 次ベビーブーム世代の増加に伴って建設された多くの施設が一斉に老朽化し更新時期を迎えていること
  - 少子高齢化・人口減少が進む中、各施設に必要な機能を維持するため、都市部、地方にかかわらず全ての設置者において個別施設計画を策定し、限られた財源の中で戦略的に学校施設の整備を進めることが重要
  - 設置者は、児童生徒の多様なニーズに応じた施設機能の高機能化・多機

能化や避難所としての防災機能強化を図ることが必要

- 地域の実態に応じて、計画的・効率的な施設整備を進める必要
  - ・ 小中一貫教育の導入
  - ・ 学校施設の適正規模・適正配置の推進
  - ・ 財政負担の軽減等にもつながる長寿命化改良
  - ・ 地域コミュニティ拠点形成等の観点からの他の公共施設との複合化・共用化
- 国は、当該地方公共団体の財政状況、個別施設計画の策定状況等を踏まえ、支援の充実を図ることが必要
- こうした整備の方針については、全ての設置者が令和3年度末までに策定する個別施設計画に適時反映していくことが重要

\* 出典

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）【本文】

[https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt\\_syoto02-000012321\\_2-4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf)

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）【概要】

[https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt\\_syoto02-000012321\\_1-4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_1-4.pdf)